規則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―〇―六

人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従つて制定されるものである。 一～二十一　（略） （削除） 二十二・二十三　（略）	規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従つて制定されるものである。 一～二十一　（略） 二十二　独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号） 二十三・二十四　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―四―二八

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1～109　（略） 110　次に掲げる規則は、廃止する。 規則九―一三五 規則九―一四四 規則九―一四五	1～109　（略） （新設）

（平成三十一年四月一日施行）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係） 一　（略） 二　給与	**別表**　人事管理文書の保存期間（第三条関係） 一　（略） 二　給与